

確認検査手数料の減額または増額について

1. 減額

お客様のお申し出により下記①及び②、①及び③、①及び④に該当するとJBAOが判断した場合に、別途契約により確認検査手数料を減額することができます。

JBAOの確認申請手数料表に定める手数料（確認申請、中間・完了検査手数料の合計金額）に対して、①及び②、①及び③、①及び④の下記減額率の合計割合を減額いたします。

減額率については、前年度のお客様の実績に基づきJBAOが決定いたします。

- ① 前年度の実績が10件以上で継続的に多くの申請件数が見込まれる場合（10件～100件程度まで）

減額率	1	%	～	20	%
-----	---	---	---	----	---

※減額率は実績件数の程度による

- ② 前年度の実績において、申請された建築物等が類似しており、確認・検査等の業務が効率的に実施できるとJBAOが判断した場合

例）申請書類が統一された形式で作成されており審査が簡便化されるもの

- ・一戸建ての住宅で類似した間取りである場合
- ・長屋、共同住宅で類似した全体プラン、間取りである場合

減額率	1	%	～	30	%
-----	---	---	---	----	---

※減額率は類似性および審査の簡便化の程度による

- ③ 建物用途等によって審査が効率的に実施できるとJBAOが判断した場合

例）工場、倉庫等の用途や仮設許可を受けた建築物

減額率	1	%	～	40	%
-----	---	---	---	----	---

※減額率は審査内容の程度による

- ④ 建築物のプレハブ化によって審査が効率的に実施できるとJBAOが判断した場合

減額率	1	%	～	50	%
-----	---	---	---	----	---

※減額率は審査内容の程度による

2. 増額

次に該当する場合は、お客様と協議の上、下記増額率の範囲内で確認検査手数料を増額できるものとします。

- ①前年度の実績により、設計内容が複雑で審査業務量が大幅に増すことが予想される場合

増額率	0	%	～	20	%
-----	---	---	---	----	---

※増額率は業務量の程度による